

1. 業務の名称及び業務概要

(1) 業務名

仙台市交通局職員募集プロモーション動画制作業務委託

(2) 業務目的

仙台市交通局職員（バス運転手、地下鉄運転士及び駅務員）の仕事の魅力を視覚的に感じることができ、仙台市交通局を就職先の一つとして考えるきっかけとなることを目的に職員募集プロモーション動画制作を行うもの。

(3) 業務内容

企画・制作する動画は、仙台市公式動画チャンネル「せんだい Tube」に掲載するスタンダード版動画と、X（旧：Twitter）をはじめとする SNS サイト上に掲載し、スマートフォンで閲覧することを主としたダイジェスト版動画とし、「バス運転手のプロモーション動画」及び「地下鉄運転士・駅務員のプロモーション動画」のそれぞれについて企画・制作するものとする。

①制作物

- ア スタンダード版動画
- イ ダイジェスト版動画
- ウ サムネイル

②規格等

ア 規格は下表のとおりとする。

項目	スタンダード版	ダイジェスト版
動画尺	120 秒程度	15 秒程度
拡張子	mp4	mp4
アスペクト比	16 : 9	16 : 9

イ 動画への音楽は必要とする。音楽素材の使用については、原則としてオリジナルかフリー音源を使用する等、著作権その他法的な問題が発生しないものを使用すること。

ウ 出演は本市交通局職員を基本とするが、その他出演者等を起用する場合は、肖像権その他法的な問題が発生しないようにすることとし、権利処理等の手続きについては受託者が全て行うこと。

エ 出演職種は原則、①バス運転手、②地下鉄運転士、③駅務員の3職種とする。その他の職種の出演については仙台市交通局と協議のうえ決定する。

オ 仙台市のまちの魅力を紹介するシティプロモーションも動画の構成に含めること（ダイジェスト版については必須としない。）。

カ インタビュー等のシーンを使う場合は音響不搭載の機材で使用することも想定し、音声がなくとも理解ができるよう字幕を挿入すること。

キ 映像に使用する動画素材については、受注者が所有しているものを使用することも可能とする。

2. 契約について

(1) 委託期間

契約締結日から令和6年9月30日までとする。

ただし、1(3)に記載の動画の納期については下記のとおりとする。

①バス運転手のプロモーション動画

契約締結日から令和6年7月31日まで

②地下鉄運転士・駅務員のプロモーション動画

契約締結日から令和6年6月30日まで

(2) 業務履行場所

発注者の指定する場所

(3) 委託料の支払い

発注者は、成果物の納品後に検査を実施し、合格後に委託料を支払うものとする。

3. 業務遂行上の留意点

(1) 届出及び報告

受注者は、下記の事由が発生した場合には、速やかに発注者に届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更を行う場合
- ・業務履行に際して事故が発生した場合
- ・発注者から届出又は報告を求められた場合

(2) 注意義務

受注者は、本業務遂行上、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合には、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

4. 著作権に関する事項

- (1) 受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- (2) 本業務により制作された全ての成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利は、成果物の引き渡し時に受注者から仙台市交通局に移譲するものとし、その対価は契約金額に含まれるものとする。
- (3) 受注者は、成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないことを予め承諾する。
- (4) 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受注者の費用により受注者が対応すること。

5. その他

- (1) 契約書及び本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、発注者と受注者は協議してこれを定める。